

総会運営細則

総会運営細則-目次

第1章 総則1	第29条	(議長の解任) -	5
第1条(目的)1	第30条	(細則運用規程)	5
第2条(定義及び用語)1	第31条	(細則外の事項)	5
第3条(組合員及び議決権の基準日)-	第32条	(細則の改廃) -	6
1	附則		6
第4条(担当者)1			
第2章 議事進行手続き等1			
第5条(開会及び審議開始宣言等)-1			
第6条(議長の議事進行等に関する指			
揮)2			
第7条(議案の趣旨説明)2			
第8条(質疑・討論)2			
第9条(発言者)2			
第10条(発言の方法)2			
第11条(発言の制限)3			
第12条(発言の禁止)3			
第13条(議事妨害及び発言の禁止)-			
3			
第14条(議案に対する修正動議)-3			
第3章 採決手続き等――――-3			
第15条(採決の宣言)3			
第16条(採決の方法)3			
第17条(委任状による議決権の行			
使)3			
第18条(議決権行使書)4			
第19条(採決)4			
第20条(修正動議における採決の方			
法)4			
第21条(採決結果の発表と宣言)-4			
第22条(一事不再議)4			
第23条(続行の決定)4			
第24条(総会の終了)4			
第4章 議事録の作成、保管4			
第25条(議事録作成期間)4			
第26条(総会関連文書及び議事録の			
保管)4			
第5章 雑則5			
第27条(延期)5			
第28条(議長の議事進行等に対する			
申し立て)5			

総会運営細則

制定 平成25年11月(2013-11)開催臨時総会

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、鳶尾第一住宅管理組合(以下「管理組合」という。)管理規約(以下「規約」という。)第55条第6項に基づき総会の運営手続きに関する事項を定めることにより、総会の適正で円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義及び用語)

第2条 この細則の定義その他の用語は、規約等及び細則等の定めるところによる。

(組合員及び議決権の基準日)

第3条 総会における組合員、その員数及び議決権は、総会の招集通知を発する日の組合 員名簿等(入居者名簿を含む。以下同じ。)又は届出を基準とする。

(担当者)

- 第4条 次の各号に定める担当者を置き、円滑な総会運営の補助を行う。
 - 一 受付担当者。
 - 二司会担当者。
 - 三 資格審查担当者。
 - 四 議長事務担当者
 - 五 その他運営上において必要な担当者。
 - 2 この細則に定めがある場合を除き、担当者の選任及び役割は、規約第55条第3項 (通常総会)、第4項(臨時総会)及び規約第57条第1項(組合員の総会招集請 求等であって理事長が招集)にあっては理事会で、規約第51条第2項(監事の総 会招集)或いは規約第57条第2項(組合員による総会招集)にあっては招集者で 決する。

第2章 議事進行手続き等

(開会及び審議開始宣言等)

- 第5条 司会担当者は、開会にあたり資格審査担当者による議決権総数及び組合員総数並びに出席議決権数及び出席組合員数を議場に報告させ、規約第61条に定めた定足数に達したときは開会を宣言し、規約第55条第5項の定めに従い議長の選任を議場に諮らなければならない。
 - 2 前項により選任された議長は、議案の審議開始を宣言し、直ちに、規約第63条第 2項の定めに従い議事録署名人を選任しなければならない。
 - 3 議長は、議事録作成補助のため、現に出席する組合員の中からその者の同意を得て書記に任命することができる。

(議長の議事進行等に関する指揮)

- 第6条 議長は、規約及びこの細則の定めに従い、自らの指揮により議事の順序を定め、 審議を進め、採決を行う。
 - 2 議長は、進行上必要があると認めたときは適宜休憩をとることができる。
 - 3 議長は、議場の秩序保持及び議場の整理を行う。
 - 4 第3項の場合において、議長は、次の各号に該当する者に対し、その発言又は行為を禁じ、退場を命じ、事情によっては警察に通報等をすることができる。
 - ー 議事の進行を妨げる者
 - 二 議長の指示に従わない者
 - 三 その他議場の秩序を乱す者
 - 5 議長は、出席資格を有しない者に対して退場を命じなければならない。

(議案の諏旨説明)

- 第7条 議長は、議案を審議に付すときは、その旨を宣言して行う。
 - 2 審議に当たっては、議長の指揮の下に提案者(理事会提案にあっては理事長、組合 員による提案にあってはその組合員、組合員招集による総会にあってはその招集し た組合員を提案者といい、以下同じとする。)が議案の趣旨を説明する。この場合 において、提案者は自己に代わってその指名する出席者に説明させることができる。

(質疑・討論)

- 第8条 議長は、議案の趣旨説明後、出席組合員及び代理人に質疑・討論の機会を与えなければならない。
 - 2 議長は、質疑・討論に対する回答を議案の提案者に求めることができる。この場合において、提案者は自己に代わってその指名する出席者に発言させることができる。
 - 3 議長は、規約第59条第2項(住宅部分の借主の意見陳述権)の定めに従い、住宅部分の借主に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(発言者)

- 第9条 現に出席する組合員及び代理人以外の者は、発言することができない。また、発言は簡明にし、議題外の範囲にわたってはならない。
 - 2 前項にかかわらず、規約第59条第1項(理事会が出席を必要と認めた者)及び同 第2項(住宅部分の借主の意見陳述権)により出席を認められた者は、第7条第2 項、第8条第2項及び第3項に定める範囲において発言をすることができる。

(発言の方法)

- 第10条 現に出席する組合員又は代理人が発言するときは、所有する棟番号・部屋番号 及び氏名を述べ、議長の許可を得てから発言しなければならない。
 - 2 第9条第2項により発言が認められた者が発言するときは、発言内容に関する資格 名又は住宅部分を示す棟番号・部屋番号と氏名を述べ、議長の許可を得てから発言 しなければならない。

(発言の制限)

第11条 議長が議事進行上必要と認めたときは、あらかじめ発言内容、発言回数又は発言時間を制限することができる。

(発言の禁止)

第12条 議長による採決の宣言があった後は、第22条(一事不再議)第1項但し書き の場合を除いて、その採決した議案について何人も発言することができない。

(議事妨害及び発言の禁止)

- 第13条 何人も、会議の妨げとなる行為(議場秩序の騒乱扇動・不規則発言・私語・野次・大声・怒声等をいう。)をしてはならない。
 - 2 何人も議長の許可なく発言してはならない。

(議案に対する修正動議)

- 第14条 現に出席する組合員又は代理人は、議案に対する修正動議を提出できる。
 - 2 修正動議は、提案された議題又は議案の要領から見て、修正内容が一般的かつ客観 的に同一議案に含まれると予測し得る範囲内のものでなければならない。
 - 3 議長は修正動議が出された場合、審議するか否かを議場に諮らなければならない。 この場合において出席組合員(委任状及び議決権行使書を含む)の議決権の5分の 1以上の賛成を得たときは、修正動議についても審議しなければならない。

第3章 採決手続き等

(採決の宣言)

- 第15条 議長は、質疑及び討論が終局し採決するにその機が熟したと認められたときは、 質疑及び討論を打ち切り、採決の宣告を行う。
 - 2 議長は、採決に当たって、議案の可決に要する賛成数を区分所有法及び規約第61 条第2項から第7項の定めに従うものとすることを告げなければならない。

(採決の方法)

- 第16条 採決の方法は、挙手による。但し、議長が議場に諮り、次の各号に定める方法で採決することを妨げない。
 - 一 拍手
 - 二 起立
 - 三 無記名投票
 - 四 記名投票

(委任状による議決権の行使)

- 第17条 代理人は、委任を受けた本人の意向に従って議決権を行使する。
 - 2 代理人が複数の委任を受けた場合は、それぞれ委任した本人の意向ごとに賛否を投じなければならない。
 - 3 前項の場合において、代理人に一任された複数の委任状については、議案審議を尽くした後、一括して賛否を投じることができる。

(議決権行使書)

- 第18条 議長は、総会を招集した者から提出された議決権行使書を取りまとめ、議決権 行使書に記載された賛否に従い、採決時の集計に加えなければならない。
 - 2 前項の場合において、委任状と議決権行使書が同一の組合員から提出されたときは、 議決権行使書のみを集計に加えるものとする。
 - 3 前各項の場合において、議決権行使書で議案の賛否が不明なものは、無効とする。

(採決)

第19条 審議した議案は、区分所有法及び規約第61条第2項から第7項の定めに従い、 決しなければならない。

(修正動議における採決の方法)

第20条 同一議案について修正動議が提出され、複数の提案になるときは、全ての提案 について議長の指揮する順序により採決を行い、決しなければならない。

(採決結果の発表と宣言)

- 第21条 議長は採決の結果を賛否に分け、発表しなければならない。
 - 2 議長は発表した採決結果に基づき、議案の可決又は否決を宣言しなければならない。

(一事不再議)

第22条 一度決定した議案を同じ総会で再度取り上げることはできない。但し、決議の 後に考慮すべき重大な誤認等が指摘され、これを総会が承認した場合(第29条第 5項の場合を含む)は、この限りでない。

(続行の決定)

- 第23条 議長は開催日において議案の審議が未了となるときは、議場に諮り、後日続行 する場所、日時を決めることができる。
 - 2 前項の決定は、出席議決権の過半数で決する。
 - 3 続行して開催される総会は、続行を決めた総会の一部とみなす。

(総会の終了)

- 第24条 議長は、全ての議案について採決が終わったときは審議の終了を宣言し、書記 を解任する。
 - 2 司会担当者は、前項の宣言を受けて議長退任を議場に諮った後、総会の閉会を宣言する。

第4章 議事録の作成、保管

(議事録作成期間)

第25条 議長は、規約第63条に従い議事録を総会終了のときから、遅滞なく作成する ものとする。

(総会関連文書及び議事録の保管)

第26条 理事長は総会終了後において、総会招集文書、議案書、委任状、議決権行使書、

受付簿、その他規約に定めた総会へ提出された文書及び説明資料等その他の関連文書及び議事録を管理事務所事務局にて保管しなければならない。

- 2 文書の保管期間は、次のとおりとする。
 - ー 議事録、議案書及びその説明資料、並びに総会で永久保存決議した文書は、永 久とする。
 - 二 受付簿、議決権行使書、委任状は、当該総会開催日から5年とする。
 - 三 その他の文書は、当該総会開催日から3年とする。

第5章 雑則

(延期)

- 第27条 議長(議長選任前においては総会招集権者)は、総会開催宣言のち審議開始前において議案の審議を開始すべきでない特段の事情あるときは、事情を説明して総会の延期を議場に諮ることができる。
 - 2 総会決議により、延期を承認するときは、再開する総会開催の日時及び場所についての取り決めを行うものとする。
 - 3 延期して開催される総会は、延期を決めた総会の一部とみなす。

(議長の議事進行等に対する申し立て)

- 第28条 現に出席する組合員及び代理人は、議長の議事進行その他指揮について法令、 規約等若しくは細則等に抵触し又は公平を欠くと判断するときは、議長に対してそ の是正を申し立てることができる。
 - 2 議長は、前項の申し立てに対し真摯に対応しなければならない。

(議長の解任)

- 第29条 現に出席する組合員及び代理人は、議長の議事進行その他総会指揮が法令、規 約若しくは細則に違反し又は著しく公平に反すると判断するときは、議長に対する 不信任動議を提出することができる。
 - 2 議長は、前項の動議が出された場合、必ず議場に諮らなければならない。
 - 3 議長の不信任動議は、議長を含む出席議決権総数の過半数で決する。
 - 4 議長が不信任決議により解任された場合には、第5条第1項に基づき改めて議長選任を行う。
 - 5 改めて選任された議長は、既に終えた審議手続き及び採決結果を議場に諮らなけれ ばならない。

(細則運用規程)

第30条 理事会は、この細則の執行に必要な具体的事項について細則運用規程を定めることができる。

(細則外の事項)

第31条 この細則に定めのない事項については、規約等、細則等及び法令等の定めると ころによる。 2 前項のいずれにもない事項は、総会の決議(規約第61条第2項の過半数決議)により決する。

(細則の改廃)

第32条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議(規約第61条第2項の過半数決議) により決する。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、 規約の変更を経なければすることができない。

附則

附則(平成25年(2013年)11月17日制定)

(適用期日)

第1条 この細則は、平成26年6月1日から施行する。